

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢等のデータ

職種	津山市			民間企業	
	人数	平均年齢	平均給与	平均年齢	平均給与
清掃職員	33人	43.4歳	387,285円	43.3歳	300,100円
給食調理員	53人	46.8歳	352,115円	41.5歳	256,800円
学校校務員	18人	48.1歳	402,522円	53.7歳	228,900円
自動車運転手	10人	45.8歳	375,407円	52.5歳	286,200円
計	114人	45.1歳	389,141円		

民間企業データは、「賃金構造基本統計調査（総務省再集計）」による

(2) 年齢別職員数

職種	29歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳
清掃職員	1人	10人	13人	9人
給食調理員		13人	23人	17人
学校校務員		3人	8人	7人
自動車運転手		2人	5人	3人
計	1人	28人	49人	36人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

津山市職員行政職給料表をもとに技能労務職給料表（3級制）を適用

イ 技能労務職員の特殊勤務手当について

種類	手当額	摘要
廃棄物処理業務手当	500～ 1,500円	ごみ処理作業従事，動物死体収容作業従事，し尿処理作業従事
特殊現場作業手当	300～ 6,000円	高所作業従事，地下作業従事，傾斜地作業従事，不安定箇所大型特殊自動車作業従事，動力機器作業従事，除雪作業従事，火葬執行作業従事

ウ 昇給基準

毎年1月1日に4号給（55歳以上は2号給）を標準として昇給

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

本市における技能労務職は、退職者不補充としており、今後も新規採用はしない計画である。また、業務の見直しや民間委託等の推進を図り、職種転換等を行い、技能労務職廃止に向けて見直しを進めることを基本に取り組んでいる。

しかしながら、業務の内容・性質等を精査した結果、必要との結論に至った場合には、引き続き、技能労務職として任用を行うこととなるが、任用に際しては、国家公務員行政職俸給表（二）を適用する方針である。

3 具体的な取組内容

上記基本方針に基づき、平成26年度を目標に技能労務職の削減を進める。給料表については、平成26年度の時点で技能労務職員が存在する場合は、国家公務員行政職俸給表（二）を適用する。特殊勤務手当の支給にあたっては勤務実績に応じた支給を行っているが、国基準を超える支給については、平成20年度中に見直しを行う。

4 その他

事務事業の見直しを行い、民間に委ねることができる業務については民間活力の導入を行い、技能労務職員の退職者不補充を継続し、業務量の減少に合わせ、職種転換等も進め、早期退職勧奨も行う中で、定員適正化計画の推進を図る。